

公 示

トプコン30健公示第9号

平成31年3月1日

理事長 岩崎 眞



任意継続被保険者制度に関する標準報酬の公示

記

平成30年9月30日現在の当組合の被保険者の平均標準報酬月額

430,573円であり、これは

28等級で標準報酬月額は440,000円である。

平成31年4月1日以降は、これをもって任意継続被保険者に係る標準報酬月額の上限とする。

以 上